

議案第72号

墨田区民住宅の使用料等に係る債権の放棄について
上記の議案を提出する。

平成24年9月11日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区民住宅の使用料等に係る債権の放棄について
下記のとおり債権を放棄する。

記

- 1 債 権 の 内 容 墨田区民住宅の使用料及び共益費並びに原状回復に係る損害賠償金
- 2 債 務 者
 - (1) 主たる債務者 東京都狛江市駒井町一丁目●●番●●-●●●号
●● ●●
 - (2) 連帯保証人 東京都墨田区亀沢四丁目●●番●●-●●●号
●● ●●
- 3 放棄する債権の額 342万7,170円
- 4 放棄の理由 主たる債務者及び連帯保証人が破産による免責決定を受けており、回収が困難であるため

(提案理由)

債権の適正な管理を図るため、区民住宅の使用料等に係る債権を放棄する必要がある。